

2023年6月期全塾協議会臨時会議事録

2024年1月9日

全塾協議会

全塾協議会規約第22条第1項に基づき、2023年6月30日に開催された全塾協議会臨時会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2023年6月期全塾協議会臨時会
場所	オンライン(Zoom)
日時	2023年6月30日 23:30~26:00

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表 山田健太
欠席	事務局長 佐々木菜緒
文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長	後藤美汐
体育会本部 主幹	欠席
全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長	欠席
全塾ゼミナール委員会 委員長	三河創太
四谷自治会 会長	藤村悠哉
芝学友会 会長	荒井大輔
福利厚生機関本部 代表	村井祐樹

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部 宮下海
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	議事部 宮下海
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項


議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20230630-01-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体処分に関する議案	否決
20230630-02-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体に関する議案	可決(修正)

2024年1月9日 議事録作成

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

三河創太

(署名) 

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部 宮下海による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

議事部 宮下海が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

議事部 宮下海は、全塾協議会規約 第 11 条に基づき、現在の議長が全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太であることを確認した。

6. 議事

(1) 塾生代表 所属団体処分に関する議案

塾生代表 山田健太より所属団体処分に関する議案が上程され、議案資料 20230630-01-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は 3 月期定例会で決めた共済部に対する処分を報告した。理由としては財務体制ならびに組織体制に著しい問題があることを挙げ、全塾生の福利厚生に対して活動を行う団体と定められていながら、それが十分になされていないと判断したためだと説明した。具体的には領収書の偽造など、監査上発覚した問題などから三ヶ月間の活動停止処分を言い渡されていた。活動停止期間中はオンラインの会議による再建活動が認められていたが、正式に行われた回数は 0 回であり、このまま活動再開させずに新た

な処分あるいは活動停止の 3 ヶ月延長を実施すべきではないかと主張した。前者については、現状では自治活動に合わない活動を行っている団体の資格停止は規則第 40 条に、規約などの違反に処分を下せるのは第 53 条に記載されている。また処分規則もあり、不正に対して罰金や役員解任といった処分が定義されている旨を、後者については第 16 条に活動停止処分が最長 3 ヶ月であることとやむを得ない場合は延長できることが記載されている旨を説明した。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は最初に処分審査会を開催すべきか否か決めなければならないが、全塾協議会規約第 53 条(罰則)に記載されている「本条に定める罰則」をどこまでとみなすかについては議論の余地があると主張した。これに対し、山田は執行機関側からの説明としては慶應義塾大学全塾協議会規約第 40 条などは処分より資格停止に重きをおいた内容であり、この点においては処分審査会は不要と判断した。一方で第 38 条にある全塾生に対して福利厚生増進を図るための責任を負い、その限りにおいて活動を保障されるという点などに対する違反には先述の規約第 53 条の罰則に値するとして、資格停止以外の処分については処分審査会を考える必要があるとの見解を示した。

三河は議員に規約第 40 条にある資格停止が妥当と判断するか意見を募った。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、今回に関しては処分審査会を開くべきとの見解を示した。

福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、本年度の 3 月に処分が掲示された後オンラインの会議が一度しか開かれなかったことを確認した上で処分内容の 3 番にある塾生の福祉に関する改善策は立案されたのか質問した。

山田は改善案について一度も聞けなかったというのが正しく、再建活動に関しては申請もないので活動できていない状態であると回答した。村井は改善案も出ていないのか確認し、山田は肯定した。

現状の状況を確認した村井は、再スタートの準備はできていない中、処分審査会には処分に関する人も参加させるのか質問した。山田は必要とは限らないと回答した。また共済部構成員とミーティングで現場を報告することも叶わなかったとした。村井は処分審査会を実施する場合は共済部構成員を呼ぶか事前に状況を把握した上で行うべきであると主張した。現状の状況を把握するための処分審査会を開いて把握すべきとした。山田は処分審査会を開くまでの共済部の活動についてはどのように制限すべきか質問し、共済部が何か問題を起こせば責任が管理側にすることを憂慮した。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、処分審査会を開く開かないに関して規約第 53 条 1 項及び 2 項を根拠として議論しているのか確認した。三河は処分内容が規約第 40 条の資格停止ならば、規約第 53 条から外れる措置となるので処分審査会は不要と判断する。それ以外の処分内容であれば規約第 53 条 1 項に基づき処分審査会を開くべきであると見解を示した。これを踏まえ藤村は処分審査会は 3 月に開催済みであり、共済部の活動が自治活動に反するものであることについて、新たに処分審査会を開く必要はないと主張した。

芝学友会会長 荒井大輔は、共済部の現状について正確に全ての状況を把握しているわけではないため資格停止を判断することが難しく、処分審査会を開くべきであると主張した。三河も何も再建活動を行っていないことを踏まえて同調した。山田は新規処分を行う場合は処分審査会を開催する必要があるとの見解を述べ、活動停止の延長についてはこの限りではないが余地がある判断が出来ればと説明した。

三河は、処分延長の場合は処分審査会は必要ないのか質問し、山田は特段確実に必要であると述べることはできないと回答した。三河は何の処分を取るかについても議論が必要なこと、3 名の議員から開くべきとの声が出ていることから開く方針を提案した。村井は本方針に賛成する一方で、延長期間中に処分

審査会を開くために活動停止処分の1ヶ月延長を提案した。三河は手続き的には本議案の後に処分審査会を開くのか確認し、山田は肯定した。それを踏まえて村井は、3ヶ月活動再開に向けた動きがなかったことも考え、共済部が今日アクションを起こそうとしていない限りは処分審査会の開催に賛成するとした。

三河はこの場で処分審査会を開催する方針を再度述べた。処分審査会は塾生代表の指名によるため、山田に開催の是非を確認し、山田は開催を認めた。3月に開催した処分審査会の構成員が揃っていないため新たに指名することを提案し、この場で処分審査会を開くか再度確認した。

三河は処分審査会をこの後すぐ開催するか、準備だけしていつでも開催できるようにしておくかを問われているか確認し、山田は指名される人間も変わりうると説明した。

三河は本提案について議員に質問をした。

後藤はこのタイミングで処分審査会を開かなかった場合の空いた期間の処分がどうなるのか確認した。これに対して山田は、活動停止の延長と回答した。他の議員については、荒井は特に追加の意見なし、藤村は処分審査会を開くなら早めに開くべきとした。村井は今開催するのに足りない情報があるか質問した。三河は手続き的には何ら問題ないと回答し、村井は共済部側からのアクションがなかったことを確認した。三河は情報についてはアクションが何もなかったという情報があるのみと回答した。これを踏まえて村井は、それはこの後すぐに処分審査会を開催できる状況ではないのではないのかと指摘した。一方で、そもそも共済部の現状を事細かに調査する必要があるのであれば、処分審査会は今日開催できるともした。三河は手続き的には何か必要といった条件はないため、開催可能であると回答した。それに対して村井は判断のためには情報が欲しいと意見を述べた。藤村はそもそも本議会について細部情報が何もなかったから開かれたものであることを指摘し、それを踏まえて三河は処分審査会も開催して良いとの見解を示した。

山田は共済部との面談について来週、再来週中に開催できる見込みがあることを明かした。その際にどういったつもりなのか確認することは可能であり、詳細な情報が必要であればその後に処分審査会を開くことができると説明した。その上で極めて重大なインシデントを起こした共済部がこの3ヶ月間行動を起こさなかった以上、処分審査会で取れる内容も自ずと決まってくるのではないかと述べた。村井は取れる選択肢がほぼないことに同意する一方で、実際に共済部と話して情報を引き出してから判断という選択肢もあることを確認し、三河は肯定した。藤村は活動停止を延長するなら処分審査会を開くべきと主張した。

三河は領収書の偽造など悪質行為を働いた共済部が3ヶ月の猶予処分でもしなかった事実があるため、ここで処分審査会を開いても良いとの見解を示した。

山田はどのような選択肢があるのかを掲示した方が、またどういった趣旨の処分審査会をどのようなメンバーで開くのか三河に説明を求めた。三河はこの後すぐに処分審査会を開催し、処分審査会のなかで活動停止の延長などの処分を考える見解を説明した。

山田は処分審査会を開くかどうかの判断は処分審査会にはできないので、議員の過半数が賛成するかで開催の可否を決めれば良いと指摘し、三河は議員に意見を募った。

後藤は現時点で活動停止処分の期限が切れているため処分審査会の開催に賛成した。

荒井も後藤の意見に賛成し、そもそも活動停止延長が既存処分の延長に当たらないのではとして処分審査会を開くべきとした。

村井も、延長するにしても処分の趣旨と期間を定める必要があるとして開催に賛成した。

藤村は、個人としては処分審査会を開く必要はないと思うが、手続き上必要ならば開催すべきであるとして賛成した。

山田は常設機関として処分審査会を開くこととし、三河、後藤、荒井、全塾協議会事務局次長 宮下海を会員として指名した。会長は後藤に依頼した。

三河は処分審査会設置の可否を確認し、全塾協議会 議会は処分審査会設置を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

三河は処分審査会での議論のため、議会を一時休会とした。

(処分審査会)

三河は議会を再開した。

三河は全塾協議会処分規則第 16 条に則り処分審査会に意見を求めた。処分審査会員の後藤は解散処分が妥当であると判断。理由として財政管理の杜撰であったこと、領収書の偽造が認められたこと、活動内容が構成員に伝達されていないこと、近隣地域に迷惑をかけたこと、新型コロナウイルス感染症対策の自粛に応じなかったこと、再建活動を行っている様子が見られなかったことを挙げた。

これについて三河は議員に質問、意見を求めた。村井は処分に関する様々な選択肢の中から解散を選んだ理由を質問し、後藤は再建のための活動停止期間内に再建に向けた活動が見られなかったことから再建の意思がないと判断したと回答した。

また村井は無期限の活動停止と解散処分の違いを質問し、三河が執行機関側に質問するよう返答した。山田は現状の規約的に活動停止処分は最長で三か月となっているため大学側の処分のような無期限の活動停止は取れないと回答した。また、これらの他にも処分方法はいろいろあり、交付金の減額や役員、代表の解任なども存在すると補足した。そのうえで現状の全塾協議会処分規則では三か月の活動停止以上の処分をあまり持ち合わせていないとした。

三河は他に質問、意見を求めたが発言しようとする議員がいなかったため議決を取り、全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決したが、塾生代表 山田健太は拒否権を行使し、本決議を否認した。代替案として 1 ヶ月の活動停止に関する議案を提出した(2 番項参照)。

三河は山田の議案を緊急の議案として承認し、拒否権を行使した理由について質問した。山田は処分審査会の意見の通り解散が妥当と考える旨を前置きしたうえで、共済部の意見を聞いてから解散処分を下す方が全塾協議会としての責任の取り方として良いと主張した。また全塾協議会が代理で行っているアルバイトの紹介などの業務の引き継ぎなどを決定してから処分の議決を取りたいという見解を示した。その他には三か月間再建に向けた姿勢を見せなかったことについても質問するとした。山田は今日までに調整会議を行えなかったことを謝罪した上で、猶予期間であった為であったと説明した。今後の共済部に関する処分について引導を渡すなり解散を宣言させるなりさせたうえで関係各所と調整すると説明した。

三河がこれに対して質問はあるかと全体に問いかけたところ、村井はその質問は活動停止の延長を認めるということかと質問した。三河はそれを否定し、拒否権行使についての質問の呼びかけであったと説明した。また山田が拒否権を行使したため本議案を終了し、山田が提出した議案を 2 番項とする旨を伝えた。

(2) 塾生代表 所属団体に関する議案

塾生代表 山田健太より所属団体に関する議案が上程された。山田は以下の通り説明を行った。前議案

の最後の拒否の理由で示したことになるが、現時点で活動するに値しないことに関しては同意である。その点を鑑みて、1ヶ月の処分の延長という形を出来ないかということである。3月期定例会にて下された処分の2項、3項は現状生きているので、1項を4ヶ月と読み替える形の提案をさせてほしい。4ヶ月の活動を制限する必要がある旨は議員の皆様と一致している。活動の制限をしたうえでそのように行いたい。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、これは再建案を出すためまでの猶予としての意味なのか、今後の処分自体に団体の意思を聞いたうえで解散となることも鑑みて、塾生代表側が判断をするという時間を含めての1ヶ月になるか質問した。それに対して山田は、全体を含めての1ヶ月であり再建案を出すための1ヶ月には当たらないと回答した。続けて山田は以下のように補足した。再建案を出すのは3ヶ月の間にやるべきであったことだと思う。執行機関の説明不足ややむをえない事情などが万一にあればということを見ての延長である。彼らが3ヶ月という再建期間を棒に振ったというのは事実だと思う。また別として所属団体の解散の手続きなども踏まえてそれらをネクストステップとするための1ヶ月とする。どんなに遅くとも7月期定例会で話の結論点とするつもりである。

そこで後藤は、7月期の議会はあと2週間後に迫っているが、期間を1ヶ月にした理由は何か質問した。それに対して山田は、7月期定例会までの2週間でも構わないと回答し、1ヶ月というのは平易な表現と勝手な解釈をしたものであると補足した。そこで後藤は、今までの質問の中で7月期定例会までとして諸々の判断も2週間であったと記憶しており、そこに関して異議はないが、再建案を出すことを含めて2週間では期日を超えることもあると思うので、別で再建案の期日は設けなくても大丈夫という認識か質問した。それに対して山田は、新規の処分ではないので7月期までは必要だと思うし、そこまでは再建案を出せると思うが、先述の通りそれは6月までという認識に違いはないと思う上、このタイミングで慌てて再建案を作るとするのは趣旨に反するので、どの会議でどのメンバーで作ったのかまで含めて判断するつもりだと回答した。続けて山田は、来週あたりに面談も予定しているので、共済部員には確認をできるようにして全体のコンセンサスを取るようすることを提案し、これを姑息にいじるようならきわめて悪質なものとして、それ自体を処分するレベルとすると補足した。

ここで、芝学友会会長 荒井大輔は、少し期間を延長することに関しては賛成するが、期間は1ヶ月ではなく7月期の定例会まででもそれで問題ないのであれば、そうすればよいと表明した。

四谷自治会会長 藤村悠哉は、塾生代表に拒否権を行使された以上伸ばすしかないと思うが、延長した先には明確な結論は出していただける、出せる状態に持ってきていただける認識か確認した。それに対して山田は、次の議会にて私なりにこうすべきという結論を持ってくと回答した。そこで藤村は、共済部のこの先云々に関しても2週間で十分か質問した。それに対して山田は、すでにそもそも解散に本日判断が移ることも考えていなかったわけではなく、それらを含めて2週間で妥当だと思うと回答した。そこで藤村は、7月期定例会前までのものでいいと思うと表明した。

福利厚生機関本部代表 村井祐樹は、臨時会にならないのであれば定例会までとでいいと思うと表明した。それに対して山田は、臨時会と申し上げたのは前という意味なので、7月期定例会後はないと補足した。そこで村井は、その出し方で今後の判断がなされるということも伝わると思うので、それでいいと思うと改めて表明した。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、特段付け足すこともなく7月期定例会まででいいと思うと改めて表明し、6月30日までの3ヶ月の活動停止の文言だったが、それを7月期定例会までと変更し、2項、3項は変更なしでよいか確認した。それに対して山田は、念のため、ここまでの本議決が出るまで

の 2 時間においては万一活動があったとしても咎めないとするというのは問題ないか、この通達から効力をもたらす意味で問題ないか確認した。そこで後藤は、山田が延長をする際に、そこまでの材料で再建案を出すというのは認められないと言っていたが、この 2 時間での再建案は認めるという意味か確認した。それに対して山田は、めったにないと思うが、この 2 時間で集まろうというのが通知されていたとして、その活動があったとしてそれ自体を処分にはしないという話だと回答した。ここで、荒井、藤村、村井、三河はその方針に問題はないと表明した。

三河は議決で本議案が承認された場合、通達される前の活動は咎めないという認識で問題ないか確認し、議決に移った。

全塾協議会は共済部の活動停止処分を 7 月期定例会まで延長するという案を全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

7. 連絡事項

連絡事項は特になかった。

8. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、閉会した。